

令和6年6月20日発行

## I 介護・障がい福祉現場の生産性向上に向けたワンストップ相談窓口を新たに設置しました！ ぜひお気軽にご相談ください。

「ICT、介護ロボットを導入したものの、活用できておらず困っている」「生産性向上に取り組みたいけど、何から手を付けよう」「人材確保・定着に向けて取り組みたいけど、何を始めたらいいかわからない」

介護現場等の生産性向上に関する様々なお悩みや相談にワンストップで対応する相談窓口「長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター」を設置しました。

長野県内の介護サービス事業所等がご利用できます。相談費用は無料です。

名称	長野県介護・障がい福祉生産性向上総合相談センター（以下「センター」という）
所在地	長野市南県町 1082 ND 南県町ビル5階（公益財団法人介護労働安定センター長野支部内）
開所日時	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで 土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）は開所日
支援内容	<p>（1）業務改善やテクノロジー活用に関する相談対応 生産性向上に関する様々な相談を受け付けます。場合によっては、専門機関やアドバイザーへの取次を行います。</p> <p>（2）介護ロボット等の体験展示、試用貸出 県内2会場で介護ロボットフォーラムを開催し、会場にて体験展示を行う予定です。詳細は改めてセンターホームページ等でお知らせいたします。 また、試用貸出期間を2週間とし、機器の試用貸出を実施予定です。</p> <p>（3）生産性向上の取組の普及を目的とした研修会の開催 生産性向上の取組手法等の研修会を県内4か所で開催予定です。 うち、2回は（2）の介護ロボットフォーラムと合わせて開催予定です。</p> <p>（4）業務改善やテクノロジー導入等に係る専門家派遣 生産性向上に向けた業務内容の見直しやテクノロジー導入等に係る専門家を派遣します。 スポット派遣のほか、伴走支援も行う予定です。</p> <p>（5）生産性向上関連情報の収集、発信 生産性向上関連情報をセンターホームページへ掲載予定です。 また、好事例などをまとめたリーフレットも掲載予定です。</p>
運営委託先	公益財団法人介護労働安定センター長野支部
ホームページ	<a href="https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/">https://www.kaigo-center.or.jp/shibu/nagano/</a>

（参考）介護現場等における生産性向上の取組とは？

介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、それにより生み出された時間を利用者の直接的ケアに充てることで、サービスの質の向上につなげていく取組

【問合せ先】（公財）介護労働安定センター長野支部内

電話：026-232-0898（直通） FAX：026-232-0906

電子メール：nagano@kaigo-center.or.jp



## II 協力医療機関に関する届出について（令和6年度介護報酬改定関係）

令和6年度介護報酬改定において、高齢者施設等と医療機関の連携強化を図るため、1年に1回以上協力医療機関と入所者の急変時等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称や取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられました。

次のとおり、提出をお願いします。（複数の医療機関を定めることにより要件を満たすこととしても差し支えありません。）

※長野市、松本市及び市町村指定に係る分は、各指定権者へお問い合わせください。

### 1 該当サービス（県指定関係のみ記載）

- （1）特定施設入居者生活介護
- （2）介護老人福祉施設
- （3）介護老人保健施設
- （4）介護医療院

- (5) 養護老人ホーム
- (6) 軽費老人ホーム
- 2 提出書類
  - (1) 協力医療機関に関する届出書
  - (2) 協力内容が分かる書類（協定書等）
- 3 提出先
  - 事業所等が所在する市町村を管轄する保健福祉事務所福祉課
- 4 提出方法及び部数（次のいずれかの方法による）
  - (1) 郵送 2部
  - (2) メール（件名は「協力医療機関届出書（事業所名）」としてください。）
- 5 提出期限
  - 毎年3月末日まで

○掲載先URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kyouryokuiryou.html>

※トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→サービス業務のうち「令和6年度介護報酬改定等について」→「協力医療機関に関する届出について（特定施設入居者生活介護・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・軽費老人ホーム）」内の「こちらのページ」参照  
【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

### Ⅲ 【重要】令和6年2月からの長野県介護職員処遇改善支援補助金の交付決定について

長野県では、令和6年2月から5月までの間において、介護職員等の賃金改善を行う事業所等に対し、長野県介護職員処遇改善支援補助金を実施しています。申請のあった法人宛に交付決定通知書を発送していますので通知内容をご確認ください。

申請書を提出済みであって方が一、交付決定通知書が届いていない場合は、速やかに下記までご連絡願います。

なお、令和6年6月中に交付決定額の約9割の額について概算払いを行う予定ですので併せて入金の確認をいただきますようお願いいたします。

○掲載先URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/shogukaizenhozyokin/syoguukaizenhojokin.html>

※トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「介護支援課」→（2）サービス業務のうち「介護職員処遇改善支援補助金について」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

### Ⅳ 【重要】令和5年度介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算の実績報告について

令和5年度に介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した事業所は、実績報告書の提出が必要となります。提出期限は令和6年7月31日(水)必着となっておりますので、令和5年度介護職員処遇改善計画書・介護職員等特定処遇改善加算計画書・介護職員等ベースアップ等支援加算計画書を提出した保健福祉事務所へ2部提出してください。

提出書類等は下記ホームページに掲載していますのでご確認ください。なお、総合事業、地域密着型サービス事業所及び基準該当サービス事業所は市町村・広域連合担当課への提出をお願いいたします。

○掲載URL <https://www.pref.nagano.lg.jp/kaigo-shien/kenko/koureisha/service/jigyosha/kofukin/kasan.html#jittseki>

※トップページ→「県政情報・統計」→「組織・行財政」→「組織・職員」→「長野県の組織一覧（本庁）」→「健康福祉部」→「介護支援課」→「介護給付費の算定に係る届出様式関係」→「介護職員等処遇改善加算についてはこちら」→「介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算実績報告について【令和5年度】」

【問合せ先】長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係 電話：026-235-7121（直通）

### Ⅴ “多様な働き方”をテーマとしたセミナーを開催します

長野県社会福祉協議会では、福祉事業所の人材確保・定着に向け、週休三日制など変形労働時間制を活用した“多様な働き方”をテーマに「福祉人材確保・定着支援セミナー」を下記のとおり開催します。

これからの人材定着・人材確保の参考となりますので、ご参加ください。

- 1 日時 令和6年7月9日(火) 13時15分～16時30分
- 2 会場 長野市立安茂里公民館(長野市大字安茂里1777-1)
- 3 内容
  - (1) 事例発表「“多様な働き方”で職場は変わった？メリットとデメリット」
    - 発表者 社会福祉法人 梓の郷(松本市) 育児・介護スライド制度
    - 合同会社 Mom's sun(長野市) 保育事業所での週休三日制度
    - 社会福祉法人 望月悠玄福祉会(佐久市) 特養での週休三日制度
    - 進行 杉山逸人 氏(杉山社会保険労務士事務所代表)

(2) 講演「“多様な働き方” 可能性と導入に向けた注意点」 ○講師 杉山逸人 氏

4 参加費 無料

5 参加方法 (1) 以下の URL から、メールアドレスを登録してください。

<https://ws.formzu.net/dist/S79975051/>

(2) 6月28日(金)15時まで募集します。定員を超過した場合は抽選とします。

抽選結果は7月1日(月)にメールでお知らせします。

【問合せ先】社会福祉法人長野県社会福祉協議会 福祉人材センター

電話：026-226-7330 電子メール：[jinzai@nsyakyo.or.jp](mailto:jinzai@nsyakyo.or.jp)

## VI 長野県認知症ケア専門士会で「精神疾患と認知症」の研修会を開催します

1 対象者 ①認知症ケア専門士 ②ご興味のある方であればどなたでも

2 日程・内容 令和6年7月20日(土)13:30~15:30

◆内容 「精神疾患と認知症」 (2単位)

講師 武重宏呂修医師(医療法人友愛会 千曲荘病院)

3 会場 千曲市観光会館 (千曲市上山田温泉二丁目12番地10)

4 申し込み 7月10日までに右記のQRコードからか、HPにある申し込み用紙に必要事項をご記入の上FAXにてお申込みください。

\*ホームページは「長野県認知症ケア専門士会について」で検索してください。

5 参加費 会員：500円 非会員：2,000円

【問合せ先】長野県認知症ケア専門士会 事務局 小林までご連絡ください。

電話：026-276-6232 FAX：026-214-9991 電子メール：[fragrance@po4.asama.ne.jp](mailto:fragrance@po4.asama.ne.jp)



## VII 介護支援専門員証更新申請書の申請期間について

介護支援専門員として業務に従事するためには、更新に必要な研修を受講し、介護支援専門員証更新の手続きを行う必要があります。介護支援専門員証を更新する予定のある方は、下の表の更新申請期間内に、申請書を介護支援課あて簡易書留で送付してください。なお、管理者の皆様におかれましては、従業者の方に周知していただきますようお願いいたします。

**更新申請受付期間** 有効期間満了日の前々月11日~前月の10日まで

有効期間満了日	更新手続申請期間
2024年8月1日~2024年8月31日	2024年6月11日~2024年7月10日
2024年9月1日~2024年9月30日	2024年7月11日~2024年8月10日

※令和6年(2024年)6月及び7月に有効期間が満了する方については、既に申請期間が過ぎておりますが、有効期間が満了していない方のうち、まだ申請書を提出していない方は、至急、介護支援課あて簡易書留で送付してください。

なお、有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、受理することができません。(必着)

※有効期間満了日後の更新手続きの相談が多く寄せられています。有効期間満了日までに申請書が到達しない場合は、更新研修等を修了している場合であっても、有効期間満了日の翌日から介護支援専門員の業務に就くことはできず、「再研修」を受講後、交付申請書を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

県では、皆様にご存知いただきたい情報を、通知や介護インフォメーションにより提供していますが、最新の情報をいち早く得るためには、長野県ホームページを随時御覧いただくことをお勧めします。

このインフォメーションへのお問合せ等は、長野県 健康福祉部 介護支援課 サービス係までお願いします。

TEL 026-235-7121 FAX 026-235-7394 E-mail [kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp](mailto:kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp)